

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市豊平区平岸四条八丁目一番、最後の住所札幌市中央区南五条二丁目一一番地一シテビル南5条七〇五号

被相続人 亡 松永 英幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十八日

札幌市中央区南二条西十丁目一番地四第2サントービル四階 藤田・荒木・村本法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉崎 佑紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市白石区栄通二丁目三番、最後の住所札幌市白石区栄通二丁目三番一三〇二号

被相続人 亡 谷口 歌江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十八日

札幌市中央区南一条西十一丁目三三七番地八RICH南1条ビル六階竹村法律事務所

相続財産清算人 弁護士 後藤田 環

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県河内郡上三川町大字上郷二八番地、最後の住所栃木県河内郡上三川町大字上三川三九五〇番地一 ふじやまの里

被相続人 亡 古谷 昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十八日

栃木県宇都宮市今泉町三〇二〇番地一MUSASHI i mai zumi BAS E内 法律事務所XAI

相続財産清算人 弁護士 最首 克也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市国定町二丁目二一〇八番地一五、最後の住所群馬県伊勢崎市国定町二丁目二一〇八番地一五

被相続人 亡 滝原 雅美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十八日

群馬県高崎市あら町五一ー一プラウド高崎あら町一階三滝法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山田 明男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県つくばみらい市福岡一五番地、最後の住所埼玉県川越市南大塚四丁目二番地七

被相続人 亡 大久保正美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十八日

埼玉県川越市南通町一番地五クリオ川越壱番館一〇五号室

相続財産清算人 弁護士 関根 悠馬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県狭山市狭山五〇八番地、最後の住所埼玉県狭山市入間川九五九番地の二

被相続人 亡 高橋 京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十八日

埼玉県入間市豊岡一丁目三番地一八ビジネスタワー入間三階

相続財産清算人 弁護士 川村 純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区滝野川六丁目一〇番、最後の住所東京都豊島区巢鴨三丁目三番一三二〇二

被相続人 亡 古川恵美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月二十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十八日

事務所東京都港区三田三丁目四番一八号二葉ビル一〇〇四号室 わかば法律事務所

相続財産清算人 弁護士 面川 典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区大森東一丁目二七四番地、最後の住所東京都大田区大森西二丁目一八番一三

被相続人 亡 伊藤トミ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月二十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十八日

事務所 東京都渋谷区西原三三八一一二ボカージュ代々木上原三〇五号代々木上原とちのき法律事務所

相続財産清算人 弁護士 井村 華子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市安堀町一四四三番地、最後の住所東京都杉並区阿佐谷北三丁目三二番二〇一四〇九号

被相続人 亡 渡邊水太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月二十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十八日

事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光ビル五階 光和総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 奥原 玲子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区王子一丁目二〇番地八、最後の住所東京都北区赤羽北一丁目四番三

被相続人 亡 牧田 勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月二十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十八日

東京都港区赤坂五丁目四番九号 赤坂五丁目ビル三階 赤坂西法律事務所

相続財産清算人 弁護士 俣田 美生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所東京都葛飾区亀有五丁目二五番二

被相続人 亡 金 京嬭 (KIM KYUNG HEE)

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月二十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十八日

事務所東京都中央区銀座一丁目七番六号銀座河合ビル五階新都市総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中山慎太郎

本籍千葉県市川市南八幡四丁目一六〇番地、最後の住所東京都練馬区大泉学園町五丁目二一番八号

被相続人 亡 渡部 好二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月十八日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十八日

事務所東京都荒川区西日暮里二丁目二五番一八〇六号ステーションガーデンタワー

相続財産清算人 弁護士 段野 晋吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市西富二丁目一番、最後の住所神奈川県足柄下郡湯河原町門川二七四番地の一 シェアハウス アン

被相続人 亡 武田 照代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月三十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十八日

神奈川県小田原市栄町一丁目一〇番四号三〇二号室

相続財産清算人 弁護士 中川裕貴子

第19期決算公告

令和8年5月18日
仙台市青葉区本町一丁目12番12号
GMビルディング株式会社

代表取締役 正美 一良
代表取締役 岩本 大江
代表取締役 山本 良一

貸借対照表の要旨 (令和8年1月31日現在)

科 目		金 額 (千円)
資 産 部	流動資産	150,225
	固定資産	31,383
	合 計	14,152
	合 計	195,760
純 資 産 部	流動負債	21,909
	固定負債	131,335
	負債合計	42,515
	純資産合計	10,000
貸 借 対 照 表	資 本	32,515
	剰余金	32,515
	その他利益剰余金	32,515
	合計	(155)
合 計		195,760